

許可番号 42-ユ-300142

許可年月日 令和 3年10月 1日

## 有料職業紹介事業許可証

(氏名又は名称) 株式会社丸野

(所在地) 長崎県長崎市田中町655番地1

上記の者は、職業安定法第30条第1項の許可を受けて、下記のとおり有料職業紹介事業を行う者であることを証明する。

令和 3年10月 1日

厚生労働大臣

田村憲久



記

1 取扱職種の範囲等

自動車運転の職業、運搬の職業

長崎県、佐賀県、福岡県

名称 株式会社丸野

2 事業所の

所在地 長崎県長崎市田中町655番地1

3 許可の有効期間 令和 3年10月 1日から令和 6年 9月30日までとする。

# 有料職業紹介事業許可条件通知書

株式会社丸野

殿

厚生労働大臣

田村憲久



令和 3年10月 1日付け許可番号 42-ユ-300142 の許可是下記の理由により次の許可条件を付して行う。

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して 1 年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して 1 年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から 6箇月以内（ただし、裁判のあった日の翌日から起算して 1 年以内）に提起することができる。

## （許可条件）

- 1 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により使用を禁止されている児童の紹介を行わないこと。
- 2 貸金業又は質屋業と兼業する場合（法人の代表者又は役員が、他の法人等で兼業する場合も含む。）は、当該兼業する事業における債務者について紹介を行わず、また、債務者を求職者としないこと。
- 3 変更の届出により有料職業紹介事業を行う事業所を新設する場合は、当該事業所においても、許可基準の所定の要件を満たすこと。なお、許可基準の 1 の要件を満たしつつ有料職業紹介事業を行うことのできる事業所数は、令和 3 年 10 月 1 日 時点で 340 事業所までであること。
- 4 合理的な理由なく特定の求人者に限って職業紹介を行うものでないこと。
- 5 職業紹介事業所間における業務提携を行う場合は、次の事項を遵守すること。
  - (1) 業務提携による職業紹介を実施し得る職業紹介事業者は、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「法」という。）の規定により適法に許可を受け、又は届出をした職業紹介事業者に限られるものであること。
  - (2) 求職者に対する労働条件等の明示に係る職業紹介事業者の義務（法第 5 条の 3 第 1 項）は、求職の申込みを求職者から直接受理した職業紹介事業者が履行すること。ただし、当該職業紹介事業者が事業を廃止したこと等により、労働条件等の明示義務を履行できない場合には、業務提携を行う他の職業紹介事業者が履行すること。また、求人求職管理簿（職業紹介の取扱状況に関する事項及び離職の状況に関する事項に限る。）の備付に関する義務（法第 32 条の 15）並びに職業紹介事業報告及び職業紹介の実績等に係る人材サービス総合サイトを利用した情報提供の義務（法第 32 条の 16）は、業務提携を行う職業紹介事業者の間で取り決めた一者が履行すること。
  - (3) 業務提携に際して求人又は求職を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者又は求職者に、業務提携の内容として提供先の職業紹介事業者に関する次の事項を明示し、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意する職業紹介事業者に限って行うこととし、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意しない場合には業務提携の対象としないこと。この場合において、求人者又は求職者が提携先ごとに同意又は不同意の意思を示すことができるような方法であれば、一度に複数の提携先について、同意又は不同意の意思を確認することとしても差し支えない。ただし、当面、一度に意思を確認する提携先は 10 以内とすること。
    - a 事業所の名称及び所在地、許可番号
    - b 法第 32 条の 13 及び職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号。以下「則」という。）第 24 条の 5 に規定する次の明示事項
      - ・ 取り扱う職種の範囲その他業務の範囲
      - ・ 手数料に関する事項
      - ・ 苦情の処理に関する事項
      - ・ 個人情報の取扱いに関する事項
      - ・ 返戻金制度に関する事項
    - c 法第 32 条の 16 及び則第 24 条の 8 第 3 項に規定する次の事項
      - ・ 就職者数（総数及び無期雇用の就職者数）
      - ・ 無期雇用の就職者のうち就職後 6 箇月以内に離職した者の数
      - ・ 無期雇用の就職者のうち就職後 6 箇月以内に離職した者に該当するかどうか明らかな者の数
    - d 必要に応じて職業紹介事業の実施地域、就職件数の多い職種、年齢、賃金及び雇用形態等

- (4) 職業紹介事業者が業務提携について明示し、その上で求人者又は求職者が求人又は求職の提携先への提供に同意した場合には、当該提携先は、法の規定により当該求人又は求職を受理しないことが認められる場合を除き、当該求人又は求職を受理するものとすること。
- (5) 提携先への提供に同意する求人又は求職とそれ以外の求人又は求職を分離して管理するとともに、個人情報の適正な管理（正確かつ最新のものに保つための措置、紛失、破壊、改ざんを防止するための措置等）について、より一層、的確に対応すること。
- (6) 求職者に対してその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めること。
- (7) 手数料はあっせんを行う職業紹介事業者による手数料の定めの範囲内で当該職業紹介事業者が徴収すること。
- 6 国外にわたる職業紹介を行う場合は、次の事項を遵守すること。
- (1) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第32条の12第1項の規定により取扱職種の範囲等として届け出た国以外を相手先国として職業紹介を行わないこと。
- (2) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の出入国関係法令及び相手先国の法令を遵守して職業紹介を行うこと。
- (3) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に渡航費用その他の金銭を貸し付け、又は求人者がそれらの金銭を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行わないこと。
- (4) 国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当する取次機関を利用しないこと。
- a 相手先国において活動を認められていないもの。
- b 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けるもの。
- (5) 職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行わないこと。
- 7 法第33条の6の規定による勧告を遵守すること。

（理 由）

- 1 上記1の理由  
ILIO第181号条約第9条の趣旨による。
- 2 上記2の理由  
賃金業又は質屋業を行う者が該当営業における債務者を紹介することにより、強制労働や中間搾取等の求職者保護に欠ける事態が発生することを防止する必要があるため。
- 3 上記3の理由  
許可後に届出により新設される有料職業紹介事業を行う事業所においても、有料職業紹介事業許可基準において定められた要件を満たすことにより、適正な事業運営を確保する必要があるため。
- 4 上記4の理由  
合理的な理由なく求人者を特定することにより求人者の利益に偏った職業紹介が行われる可能性があり、違法・不当な職業紹介になることを防止する必要があるため。
- 5 上記5の理由  
業務提携を行うことにより、求人者及び求職者の保護に欠ける事態が発生することを防止する必要があるため。
- 6 上記6の理由  
国外にわたる職業紹介については、求職者が国外の仲介事業者又は求人者等から借り入れや保証金・違約金等を徴収する契約を締結して入国すること等により国外の仲介事業者又は求人者等に対して弱い立場に置かれ、自由な職業選択が妨げられる可能性があるため。
- 7 上記7の理由  
労働力の需要供給を調整するため特に必要がある場合に行われるものであり、職業紹介事業者として遵守すべきものであるため。